

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（案）の概要

改正の趣旨

【公職選挙法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成30年7月11日参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会）（抄）】

本院は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

二、参議院議員の定数の増加に伴い、参議院全体の経費が増大することのないよう、その節減について必要かつ十分な検討を行うこと。

参議院に係る経費の節減の必要性

しかし、議員歳費の国庫への返納は、公職選挙法第199条の2（公職の候補者等の寄附の禁止）に抵触



臨時的に、寄附禁止規定の適用を除外し、
参議院議員が歳費を自主的に国庫に返納できるようにすることにより、
国庫の負担の実質的な軽減を図る。

改正の概要

○参議院議員の歳費の国庫への返納

- 1 参議院議員が、令和4年7月31日までの間において、支給を受けた歳費の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2の規定は、適用しない。（歳費法附則第15項）
- 2 1により歳費の一部に相当する額を国庫に返納するに当たっては、1の措置が参議院に係る経費の節減に資するためのものであることに留意し、月額7万7千円を目安とするものとする。（歳費法附則第16項）

○参議院に係る経費の節減についての検討等

参議院議員の歳費の国庫への返納が参議院に係る経費の節減の必要性を踏まえ認められるものであることに鑑み、参議院全体としてこれに取り組むよう努めるとともに、参議院に係る経費の節減については、更に検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。（改正法附則第3項）

施行期日：令和元年8月1日